

平成26年3月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

4月から始まる

「産休期間中の社会保険料免除制度」

◆4月から制度スタート

仕事と子育ての両立支援を図るため、産前産後休業（原則、産前42日・産後56日）を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります（被保険者分および事業主分）。

この制度の対象者は、今年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方で、4月分以降の保険料から免除の対象となりますので、社内で周知しておくことが必要でしょう。

◆書類の提出時期・提出先

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。

今後公表される「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」を、「窓口への持参」「郵送」「電子申請」のうちいずれかの方法で提出します。

なお、添付書類は特に必要ないとのこと。

◆標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額を基にして、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から標準報酬が改定されます。

この場合、会社が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出しなければなりません。産前産後休業を終了した日の翌日から引き続き育児休業を開始した場合には提出することができません。

◆その他の留意点

被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、事業主は速やかに「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出する必要があります。

育児休業期間中の保険料免除期間と産前産後休業期

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503

e-mail：info@e-606.net

間中の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

税制改正による影響は？ 企業の交際費の実態

◆税制改正の影響で交際費は増える？

消費増税による景気の落ち込みを企業の交際費を増やすことによってカバーするため、税制改正で、大企業（資本金1億円超）が接待等で支払う飲食代についても、交際費の半分までを経費とすることを認める税制改正法案が、3月末までの成立を目指して国会に提出されています（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の間の時限措置）。

資本金1億円以下の中小企業は、（1）800万円までの交際費の全額損金算入、（2）飲食接待費の50%損金算入のうち、有利なほうを選択することができます（平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度）。

◆意識調査の結果

しかし、日本経済新聞社とNTTコムリサーチが共同で実施した交際費に関する意識調査（20～60歳代の男女ビジネスパーソン1,000人が対象）によると、「今後、交際費が増えそう」と答えた人は、13.7%にとどまっています。

そもそも「企業の接待」についてどう思うかについては、「好ましくない」との回答が71%を占めました。理由は、「費用対効果がわからない」「競争が激しくなる中、接待で仕事が取れる時代ではない」「接待の経費があるなら社員の給与に回してほしい」などです。

◆1カ月当たりの交際費

1カ月当たりの交際費がいくらか聞いたところ、「1万円以上～3万円未満」が27.5%で最も多く、「1万円未満」が25.0%で続き、「3万円未満」が半数を超えています。

リーマン・ショック前との交際費の比較については、「かなり減った」が38.3%、「多少減った」が23.0%となり、6割以上の人々が、この数年間の間に交際費を

減らしていたことがわかりました。

◆今後、交際費は増えるのか？

企業の交際費が今後どうなるかについては、「増えそう」との回答が前述の通り13.7%だったのに対し、「変わらない」が68.3%、「減りそう」が17.9%で、多くの人々が交際費について慎重にしていることがわかりました。

また、「交際費を増額する必要がある」と回答した人にその理由を尋ねたところ、トップは「国内の取引先の拡大・関係強化」で、「国内でのグループ社員らとの交流強化」が続きました。

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

17日

○個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用の物> [税務署]

○所得税の確定申告期限 [税務署]

○確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]

31日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

当事務所より一言

以前から話題にあがっていた産前産後休業中の保険料免除について、4月分の保険料から適用が始まります。これで、出産や子育ての国による支援がより拡大されることとなります。

企業総務としては、適用開始時期の確認、給与計算の設定変更等、手続きに誤りのないよう注意が必要です。